# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

王寺町は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

王寺町長

### 公表日

令和7年1月8日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民年金に関する事務			
②事務の概要	当町は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  1. 適用業務 国民年金法に基づき、国民年金被保険者(第1号被保険者のみ)資格の取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退及び氏名・住所等の変更の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。  2. 免除業務 (1)国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、審査に必要な情報を日本年金機構に報告する。 (2)国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除勧奨及び継続免除審査に必要な情報を日本年金機構に提供する。  3. 給付業務 (1)国民年金法に基づき、年金である給付及び一時金の支給の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。(2)国民年金法に基づき、年金である給付及び一時金の支給の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。(3)年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。			
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. ねんきんネット			
2. 特定個人情報ファイル:	名			
(1)国民年金情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の31、83、95の項			
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における				
①部署	住民福祉部 国保健康推進課			
②所属長の役職名	国保健康推進課長			
6. 他の評価実施機関				

郵便番号636-8511

王寺町役場総務部総務課総務係 住所: 奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話:0745-73-2001 ファクス:0745-32-6447

E-mail:soumu-s@town.oji.nara.jp

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号636-8511

王寺町役場住民福祉部国保健康推進課国保年金係 住所: 奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23

電話:0745-73-2001 ファクス:0745-32-6447

E-mail:kokuho@town.oji.nara.jp

#### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

請求先

連絡先

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和	16年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 ]	ᄭᆍᇅᅜᄆᅘᄺ	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
されている。	心(成)実に りいては、てれてん	10里点填日計圖:	音スは主項日計画者にのいて、リヘッ対束の計神が記戦		
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	ステムを通じた。	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	ークシステムを道	通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	項等を選・住で表示。 中本 上で請ると と。 特定 (2) 特定 (2)	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこ			

9. 監査						
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	<b>客発</b> 2011年 - 1987年 - 19874 - 19874 - 19874 - 19874 - 19874 - 19874 - 19874 - 19874 - 19874 - 19874 -					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	王寺町情報セキュリティポリシーに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐため・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。・USBメモリは、事前に許可を得たパスワードロック機能付きの媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。・盗難防止のため、執務室等で利用する端末にワイヤーによる固定を行っている。・執務室等で利用する端末へのログインは多要素認証を採用している。などの物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。					

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月8日	5.評価実施機関における担当 部署	課長 竹川 雅敏	課長 田積 健児	事後	人事異動による変更
平成29年5月8日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	ojikokuhonenkin@lint.ne.jp	kokuho@town.oji.nara.jp	事後	メールアドレス変更
平成30年5月25日	7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	yawaragi@town.oji.nara.jp	soumu-s@town.oji.nara.jp	事後	メールアドレス変更
平成30年5月25日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	国保健康推進課長 田積 健児	国保健康推進課長	事後	様式変更
令和3年10月6日	3.法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条1項別表第一の31,95の項2行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)※別表第一の31,95の項に対応する別表第一省令は、法律の施行準備を踏まえ、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)・番号法第9条1項別 表第一の31、83、95の項	事後	評価書確認による
令和7年1月8日	II しきい値判断項目 いつ時点での計数か	令和3年10月6日時点	令和6年12月1日時点	事後	時点変更
令和7年1月8日	IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業	-	項目追加	事後	様式変更
令和7年1月8日	IVリスク対策 11. 最も優先度 が高いと考えられる対策	-	項目追加	事後	様式変更
				-	